

さよなら障害者自立支援法！  
みんなでつくろう新制度！



# みやぎアピール 大行動 2010 実行委員会 NEWS

発行／みやぎアピール大行動実行委員会 2010.1.22.No9  
事務局／仙台市太白区長町1-6-1 CILたすけっと内  
Tel022-248-6054／Fax 022-248-6016 appeal318@hotmail.co.jp

## 展望2010年、岐路にたつ精神医療制度

宮城精神しょうがい者団体連絡会議 山本 潔

鳩山連立政権は、自立支援法の廃止を決め、障害者権利条約批准にむけて、障害当事者委員が過半数を占める障がい者制度改革推進会議をたちあげ、いよいよ法制度改革や対策に取り組む運びになった。この推進会議の委員に精神障害当事者として、長年、反保安処分や反強制医療のたたかいを担ってきた全国「精神病」集団の関口明彦氏が就いたことは、私たち精神障害者にとっては期待がふくらむ朗報である。

さて、こうした状況を背景にして、精神医療や精神障害者にとって 2010 年がどんな年になるのか展望してみたい。

2010 年は、心神喪失者等医療観察法と精神保健福祉法の見直しの年にあたっている。両法とも日本の精神医療体制の帰趨を決定してきた重要な法制度で、私たち精神障害者の社会での処遇はすべてこの二法のありようにかかっているといっても過言ではない。

まずは心神喪失者等医療観察法から見ていこう。この法律は、不幸にも精神病による心神喪失状態で、傷害以上の事件を起してしまった精神障害者を対象にする事実上の保安処分制度である。対象者は、2重3重にフェンスを張り巡らした重装備の指定入院機関で「再犯のおそれ」がなくなるまで不定期に予防拘禁される。よしんば退院できたとしても、保護観察所から精神科病院、果てはアパートの大家さんまで動員した厳重な監視体制のもとで、「危険な精神障害者として」通院治療や社会生活を送らなくてはならない。

この法の成立にあたっては、精神障害当事者はもとより、医療従事者、法律家、市民などから広範な反対運動がおこり、当時野党であった民主党・社民党、共産党も反対の論陣を張ったが、自・公政権により強行採決された。現在、与党となった民主党や社民党は医療観察法の見直しを主張するにとどまり、撤廃の方針はとっていない。同法は、精神医療を「治安の道具」にし、精神障害者を危険視し、社会的差別を助長する法制度であり、国際権利条約にも明確に反するものと私たちは考えている。2010 年、法の撤廃にむけて、国民的議論の盛り上がり期待したい。

次は、精神保健福祉法だが、私たちが主に問題としているのは、この法の強制入院法としての側面である。いかなる医療でも、患者本人の同意にもとづく治療関係が望ましいのはいうまでもない。しかし、精神医療では、本人の同意をえて治療を進める努力はないがしろにされてきた。精神科病院では、身体拘束や隔離・行動制限を前提とした強制医療という「虐待」がなんの躊躇もなく続けられ、人権侵害や病院不祥事の要因となってきた。それらを許してきたのが精神保健福祉法だ。精神保健福祉法は、強制医療や強制入院を最小限に制限し、患者の人権を保障する法制度に見直されるべきだ。

2010 年、日本の精神医療は、お決まりの隔離収容主義と決別しうるかどうかの分岐点に立っている。「風向き」は確実に変わってきている。

《3.21アピール大行動 宣伝行動》 2月1日（月） 11：00集合 県庁1階ロビー

私たち抜きに私たちのことを決めるな！